

国有農地に係る引継ぎについて

26

令和元年10月18日
財務省理財局

重点番号23:旧農地法に基づく国有農地等に
関する運用及び手続の見直し(財務省)

財務省からの2次回答について

○ 1次回答後の提案団体の見解

当県に限らず、引継ぎに係る書類等が全て整っているものであっても、財務省への引継ぎが行われない土地を抱えた自治体はありと考えている。全財務局等に対し、処分の目処が立たないことを理由に引継ぎを受けないといったことがないよう速やかに周知徹底していただきたい。

○ 財務省の2次回答

27 各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分の目処が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いは確認できなかった。

他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、

・ 境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていれば、処分先の目途がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いとはなっていないこと

・ 国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること

・ 引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処理期間の標準化等

について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面により周知徹底を図ることとしたい。

国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)

(普通財産の管理及び処分の機関)

第六条 普通財産は、財務大臣が管理し、又は処分しなければならない。

(国有財産の引継ぎ)

第八条 行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合においては、各省各庁の長は、財務大臣に引き継がなければならない。
ただし、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを適当としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の普通財産については、第六条の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各庁の長が管理し、又は処分するものとする。

(管理及び処分の原則)

第九条の五 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。

4「タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設」について

重点番号26：乗用タクシーの営業区域の変更に係る地方公共団体による要請権限の付与（国土交通省）

令和元年10月18日
国土交通省自動車局

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○第1次回答を踏まえた提案団体からの見解(概要)

- ・ 貴省から長野県や福島県の事例をご紹介いただいたが、現行制度においては、地方公共団体の要望に対する対応は、個々の事例により異なり得るものと認識している。地域交通の維持・確保に関する責務が課されている地方公共団体としては、時と場合により異なる対応を受けてしまうと不都合もあるため、法令上、要請権限を明確に位置づけることを求めるものである。

³⁰ また、当市の提案内容は地域公共交通会議のワンストップ機能を損ねるとのことだが、地域公共交通会議での議決方法は、「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」にあるとおり、それぞれの地域公共交通会議の設置要綱に委ねられており、当市の場合は多数決としている。このため、地方運輸(支)局長が反対でも、可決となる場合もあり得る。

- ・ また、タクシーの営業区域の変更については、変更による影響が自団体以外にも及ぶ可能性があるため、自団体の地域公共交通会議での同意のみをもって変更できるものとは考えておらず、地方運輸局に広域的な調整をいただく必要があるものと考えている。それゆえ、当市は、地域公共交通会議での同意を得た上で、国土交通大臣(地方運輸局長)に対して要請できるというスキームを提案しているものである。

○提案募集検討専門部会からの主な御指摘について(提示された主な再検討の視点)

・国土交通省によると、地域公共交通会議において議論できるとのことであるが、同会議において地方公共団体から発議し、営業区域の設定・変更を議題とすることが可能である旨を明確化するとともに、その検討が円滑に行われることを担保するために、地方運輸局における検討事項や関係者との合意形成の方法等の検討プロセスをあらかじめ明らかにし、地方公共団体及び地方運輸局に周知すべきではないか。

㉔ 交通政策基本法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、地域交通施策を総合的かつ計画的に実施することなどが地方公共団体の重要な責務として規定されているところ、この責務に対応する地方公共団体の権限を制度的に担保するためにも、タクシー事業者の偏在を解消するための手段として、営業区域の変更に係る要請権限を付与すべきではないか。

・地域における合意形成の場として地域公共交通会議が重要な役割を担っているが、タクシー事業に係る営業区域の設定・変更については、現に地方運輸局長によって対応のスタンスが異なる現状があることから、地方公共団体に要請権限を付与すべきではないか。

○第2次回答について

- 一次回答でも述べたとおり、営業区域の見直し等については、地方公共団体が主宰する地域公共交通会議において関係者の意見を踏まえつつ、地方運輸局において適切に対応している。地域公共交通会議において営業区域の見直し等を協議事項とし、会議において構成員である地方運輸局長に対して営業区域の見直しを要請することは可能であり、現行制度により、速やかに対応すべきところ。
- 32 ▪ 「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(自動車局長通達)において呈示される地域公共交通会議設置要綱(モデル要綱)第5条において「交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努める」と規定されており、地域交通施策を実施する市町村が主催する地域交通会議における議論を円滑に進めるための制度は既に構築されている。
- 交通政策基本法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、地域交通施策を総合的かつ計画的に実施することなどが地方公共団体の重要な責務として規定されているところ、地域公共交通会議の主宰者である地方公共団体には、主体的に地域交通施策に係る広範な役割が既に位置づけられているところであり、地域公共交通会議における協議事項として営業区域の見直しを明記することについては、必要に応じて検討して参りたい。

地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン(抄)

5. 地域公共交通会議の合意

(1) 地域公共交通会議における合意の方法

地域公共交通会議において協議が調った場合に、地域公共交通会議における合意があったものとみなす。地域公共交通会議の協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスにも配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、(3)の検討プロセスに基づき(ただし、地域のニーズに対応した交通手段の確保のために、地域公共交通会議がこれによらない協議を行う旨決議した場合を除く。)、十分議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ地域公共交通会議の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

☞ 議決に係る方法は、必ずしも全会一致を意味するものではなく、地域公共交通会議の設置要綱に定められた議決方法により決することにより、協議が調ったものとする。

(以下略)

〇〇(市町村)地域公共交通会議設置要綱(モデル要綱)(抄)

(目的)

第1条 〇〇(市町村)地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(以下略)